

調査の結論および決定 / 行う処分

1. 主要な違反

a) T M P (フィリピントヨタ社) の利益に反する集団行動 :

T M P の利益に反する集団行動とは 2 名超のチームメンバーによって、T M P の事業または操業に直接のまたは重大な影響を及ぼす態様で集団的になす行為と解釈することが出来る。重大な非違行為が T M P の行為規範のいくつかの規定に、明らかに違反する共通の意図、目的または目標のもとに犯されて、もしもそれに制約が加えられなければ、生命、財産または T M P の操業に重大な意味合いを持って来るであろう。

特定の事件としての本件においては、集団行動に参加したチームメンバーらは、混乱を引き起こし、その結果、最終アセンブリーラインにおいて 1 8 分間すなわち車両ユニット 2 台分のライン停止を招き、職制らによるライン停止の機敏な決定と行動がなかったならば、それは最終アセンブリーラインおよび T M P におけるより重大な身体的危害もしくは傷害、財産損害または莫大な損失を招いた可能性があった。

b) 作業時間を遵守し、最終アセンブリーラインの部内手順を尊重することなどの会社方針事項に従う点における、不服従または規律違反。

2. 累積悪化要素

a) 調査にとっての重大な事項、特に貴殿が直接集団行動に参加したことについて虚偽の証言を行いまたは隠し立てをして、貴殿は、それは概ね平和的かつ整然としたものであったと述べた。しかしながら、当該事態の間、貴殿が監督者テオダト・エチャノに対して悪口雑言や野卑で口汚い言葉を投げつけたことを、われわれは確認したのであり、そしてまたわれわれは、特に監督者ロドルフォ・サンティレスとロナルド・ベレンとの間で起こった事態について説明しなかったことを確認した。

b) T M P の職権を有する者に対する脅迫または威圧を構成し、または野卑なもしくは口汚い言葉を使った行為

c) 貴殿の上長の許可を得ずに職場を離れたこと

d) 集団行動に直接参加したこと

3. 決定 / 行う処分

貴殿が集団行動に参加したこと、および上に列挙した随伴的累積悪化要素にかんがみ、経営陣は、この特定の
本件において貴殿に解雇の罰則を科すことが適正であるとみなした。

これは、適正手続書 (Due Process Form) を受領次第発効するものとします。

ジョセフ・マシュー・E・ソブレヴェガ、O I C、HR D (人事部) 署名あり
アルデン・M・サピット、副社長 (部長のこと)、生産部 署名あり